浜松市外国人起業活動促進事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、浜松市における外国人起業家の育成及び活動拠点の形成を 図ることを目的に、外国人起業活動促進事業に関する告示(以下「告示」と いう。)の規定に基づく外国人起業活動促進事業(以下「外国人起業活動促 進事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、告示、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。)で使用する用語の例による。

(事業の内容)

- 第3条 本事業は、本市における外国人起業家による起業活動を促進するため、次の事項を実施するものである。
 - (1) 起業準備活動計画の確認及び管理・支援
 - (2) 起業準備活動に関する相談体制の確保
 - (3) 外国人の起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるための適切な措置
 - (4) 起業準備活動の継続が困難になった場合に帰国が確保されるための適切な措置

(起業準備活動の確認の申請)

- 第4条 起業準備活動確認の申請を行う外国人(以下「申請者」という。)は、 起業準備活動計画確認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、 市長に提出しなければならない。
 - (1) 起業準備活動計画書(告示第5の4に定める起業準備活動計画を記載した書類をいう。以下同じ。) (第2号様式)
 - (2) 申請者の履歴書(第3号様式)
 - (3) 誓約書(第4号様式)
 - (4) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の住居を明らかにする書類
 - (5) 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の滞在費を明らかにする 類
 - (6) 申請者が告示第5の6 (1) ⑤イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当すると して申請する場合、そのことを立証する資料
 - (7) 申請者の旅券の写し
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類
- 2 起業準備活動計画の更新の確認申請をする場合、申請者は、起業準備活動計

画確認申請書(更新用) (第5号様式) に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 起業準備活動計画書
- (2) 在留期間の更新後6月間の申請者の住居を明らかにする書類
- (3) 在留期間の更新後6月間の申請者の滞在費を明らかにする書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類
- 3 申請者は、前項の申請の内容に変更が生じたときは、第6号様式による変更 届出書に、変更内容を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければな らない。

(起業準備活動確認)

- 第5条 市長は、前条の申請があった場合は、告示第5の6に基づき、事業の起業及び経営に関し識見を有する者の意見を聴取し、当該申請に係る起業準備活動が告示第5の6(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めたときは、起業準備活動確認をするものとする。
- 2 市長は、起業準備活動確認をしたときは、告示第5の6に基づき、申請者に対し、起業準備活動確認証明書(第7号様式)(第4条第2項の確認の申請の場合は、起業準備活動確認証明書(更新用)(第8号様式))を交付するものとする。
- 3 市長は、起業準備活動確認証明書の不交付を決定したときは、申請者に対し、 起業準備活動確認結果通知書(第9号様式)により通知するものとする。
- 4 市長は、申請者が浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号) 第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である 場合は、申請を受理せず、また、起業準備活動確認証明書の不交付を決定す ることができる。
- 5 市長は、起業準備活動確認証明書を交付したときは、外国人起業準備活動確認実施通知書(第10号様式)により申請者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局長(以下「地方出入国在留管理局長」という。)に通知するものとする。

(起業準備活動確認の取消し)

- 第6条 市長は、起業準備活動確認証明書を交付した申請者が、虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載がある提出書類等により当該確認を受けたことが判明したとき、暴力団員等であることが判明したとき又は正当な理由なく第8条第1項及び第2項に定める調査等に応じないときは、当該確認を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、起業準備活動確認取消通知 書(第11号様式)を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、外国人起業準備活動確認 取消通知書(第12号様式)により地方出入国在留管理局長に通知するもの とする。

(申請者の在留資格「特定活動」取得等の報告)

第7条 申請者は、在留資格「特定活動」を付与された場合、既に他の在留資格で本邦に在留している者については在留資格の変更又は更新手続きが完了してから7日以内に、本邦に上陸していない者については本邦上陸後7日以内に、在留資格「特定活動」の取得(更新)にかかる報告書(第13号様式)により市長に在留資格の取得又は更新の状況を報告するものとする。

(起業準備活動計画の調査等)

- 第8条 市長は、特定外国人起業家の上陸後又は在留資格の変更後1年(更新後は6月)の間、少なくとも1月に1回、起業準備活動の進捗状況に関することについて確認を行うものとする。
- 2 前項の確認は、市担当者と申請者との面接により行うものとし、必要がある と認めるときは、申請者その他の関係者に対し、説明や書類の提出その他の 対応を求めることができる。
- 3 市長は、起業準備活動の継続が困難であると判断した場合、在留期間が満了するまでの間に帰国するよう指導するものとする。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、外国人起業活動促進事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。